

警戒レベル等にかかわる臨時休業等の扱いについて

1 警戒レベル等が発表された時の対応について

- (1) 午前6時に、「呉市」又は「居住する市町」に
- A ……「警戒レベル3相当（河川氾濫，大雨，土砂災害，高潮）」
 - B ……「気象等（暴風，波浪，大雪，暴風雪）の警報」
- のいずれかが発表されている場合は，自宅待機とする。
- また，
- C ……「警戒レベル4」又は「警戒レベル5」
 - D ……「気象等（暴風，波浪，大雪，暴風雪）の特別警報」
- のいずれかが発表されている場合は，終日臨時休業とする。
- (2) 午前6時以降の登校中に，A～Dのいずれかが発表された場合は，次の①～③のうち，最適と思われる方法を各自が選択する。
- ①そのまま登校する。
 - ②帰宅する。
 - ③安全な場所に避難する。
- (3) 午前11時の時点で，引き続き「呉市」にA，Bのいずれかが発表されている場合は，臨時休業とする。
- (4) 午前11時までにA，Bのすべてが解除されれば，安全に注意して13時20分までに登校する。
- ※「呉市」でA，Bのすべてが解除されても，「居住する市町」にA，Bのいずれかが発表されている場合はその生徒を特別欠席とする。

2 交通遮断している場合

- 警報にかかわらず，交通遮断（通常利用している交通機関が1時間以上待っても運行する見込みがない場合）で登校できない場合は，その旨を学校へ連絡し，自宅待機する。この場合は特別欠課とする。
- 午前11時の段階で引き続き運転再開されない場合は，その旨を学校へ連絡する。この場合は特別欠席とする。午前11時までに運転再開された場合は午後の授業から登校する。

3 その他

- 上記の1や2に当てはまらない場合でも，家を出る時点で登校することが危険であると判断される場合は，その旨を保護者から学校へ連絡し自宅待機する。この場合は特別欠課とする。午前11時の段階で引き続き危険であると判断される場合は，その旨を学校へ連絡する。この場合は特別欠席とする。午前11時の段階で登校できると判断された場合は，午後の授業から登校する。
- 登校後にA～Dが発表された場合は，生徒の安全確保を最優先とした対応を取る。
- 状況に応じて学校長が判断する。

※緊急連絡は「Classi」で行います。本校学校ホームページの「緊急連絡へ」にも掲載します。